

広島県告示第四百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する要措置区域

東広島市八本松東四丁目二七一〇番二の一部及び一三一番二の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

三 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第五の一の項の中欄に規定する地下水の水質の測定